

佐久大学・佐久大学信州短期大学部 ガバナンス・コード〈第1版〉 適合（遵守）状況 点検結果

令和5年9月27日現在

点検結果：○＝適合／△＝一部を除き適合／×＝不適合

第1章 私立大学・短期大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
1-1 建学の精神	(1) 建学の精神・教育理念 (2) 建学の精神・教育理念に基づく人材育成像	○	ホームページをはじめ、大学案内、学生便覧（学生ガイド）等に掲載するとともに、あらゆる機会を通じて、広く学内外に周知している。
1-2 教育と研究の目的 （私立大学・短期大学の使命）	(1) 建学の精神・教育理念に基づく教育目的等	○	1-1に同じ
	(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組み	○	「佐久大学中期計画（2020～2024）」及び「佐久学園 経営改善中期計画（2020～2024 5ヵ年）」（以下「中期計画」という。）を策定するとともに、その進捗状況を管理把握し、経営陣と教職員が共有している。
	(3) 本学の社会的責任等	○	法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するとともに、中期計画及びこれに基づく毎年度の事業計画に沿って、私立大学・短期大学としての社会的責任等を果たしている。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	○	学校法人佐久学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の定めにより、法人の意思決定の議決機関としての役割を果たすとともに、適切な理事会運営を行っている。
2-2 理事	(1) 理事の責務 （役割・職務・監督責任）の明確化	○	寄附行為の定めるところにより、理事の責務が明確化され、理事はその職責を果たしている。
	(2) 学内理事の役割	○	学内理事としての職務分担を明確化し、当該理事はその職責を果たしている。
	(3) 外部理事の役割	○	外部理事としての職務分担を明確化し、当該理事はその職責を果たしている。また、審議事項に関する情報を適切に提供するなど、理事会開催前後のサポートを十分に行っている。
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	×	現在、研修内容及び方法等を検討しており、令和5年度内の実施を予定している。

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
2-3 監事	(1) 監事の責務 (役割・職務範囲)	○	寄附行為の定めるところにより、監事の責務が明確化され、監事はその職責を果たしている。
	(2) 監事の選任	○	寄附行為の定めにより、適切に選任している。
	(3) 監事監査基準	○	学校法人佐久学園監事監査規程に基づき、適切に実施している。
	(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	監事、会計監査人及び内部監査人の三者による監査体制を構築している。また、監事への適時・適切な情報提供を行うなど、業務を支援する体制を整備している。
2-4 評議員会	(1) 評議員会の役割	○	寄附行為の定めるところにより、評議員会としての役割を果たすとともに、適切な評議員会運営を行っている。
2-5 評議員	(1) 評議員の選任	○	寄附行為の定めにより、適切に選任している。
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	×	現在、研修内容及び方法等を検討しており、令和5年度内の実施を予定している。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	学校法人佐久学園組織規程及び佐久学園職務権限規程の定めるところにより、学長の責務が明確化され、学長はその職責を果たしている。
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長等の役割）	○	学校法人佐久学園組織規程の定めるところにより、副学長・学部長等の責務が明確化され、副学長・学部長等はその職責を果たすなど、学長補佐体制が構築され、機能している。
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	大学・短期大学ともに教授会運営規程により、教授会の役割・機能（学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関）が明確化され、校務に関する最終的な決定権が学長に担保されている。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
4-1 学生に対して	(1) 3つの方針（ポリシー）の明確化	○	建学の精神・教育理念及び教育目的等に基づき、学部等ごとに3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働	○	各種委員会等の構成員に事務職員を加えるなど、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るための分担・協力・連携体制が適切に構築され、機能している。
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント (UD)	△	FD・SD委員会により、教員を対象としたファカルティ・ディベロップメント (FD) 及び全ての教員・事務職員等を対象としたスタッフ・ディベロップメント (SD) を組織的かつ効果的に実施している。但し、役員を対象としたボード・ディベロップメント (BD) が未実施となっており、今後の課題となっている。
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	大学は令和2年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、「適合」の結果を得ている。短期大学は令和4年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受審し、「適格」の結果を得ている。また、大学・短期大学ともに自主的、自律的な自己点検・評価を毎年度実施しており、いずれもホームページで公開している。
	(2) 社会貢献・地域連携	○	中期計画及びこれに基づく毎年度の事業計画に沿って、社会貢献及び地域連携活動を積極的に行っている。
4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	△	災害や不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）の防止に関する諸規程を整備し、これらに関連する研修等を実施している。但し、危機管理体制の変更に伴う危機管理マニュアルの見直しが課題となっている。
	(2) 法令遵守のための体制整備	○	コンプライアンス及び公益通報に関する規程を整備し、これらに関連する研修等を実施している。

第5章 透明性の確保（情報公開）

記載項目		点検結果	適合（遵守）状況
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	○	関係法令及び学校法人佐久学園情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）に則り、適切に公表している。
	(2) 自主的な情報公開	○	情報公開規程に則り、積極的な情報公開に努めている。
	(3) 情報公開の工夫等	○	ホームページへの掲載、事務局への備え置き閲覧、「大学ポートレート」の活用など、適切な方法により情報公開を行っている。